

改正案

現行

<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第八十条（略） 2～4（略） 5 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。</p> <p>（注文伝票） 第一百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為（媒介若しくは代理又は同項第八号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略） 2・3（略）</p> <p>（募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘</p>	<p>（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第八十条（略） 2～4（略） （新設）</p> <p>（注文伝票） 第一百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一（略） 2・3（略）</p> <p>（募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘</p>
---	---

等に係る取引記録)

第六十二条 第五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は
私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法
第二条第八項第七号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為(当
該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて
行うものに限る。)並びに令第一条の十二に規定する行為に関し、
次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

2・3 (略)

等に係る取引記録)

第六十二条 第五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は
私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法
第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二
に規定する行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない
。

一〜七 (略)

2・3 (略)

改正案

現行

<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）</p> <p>（略）</p> <p>1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ① 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。 2～5 (略) ②～⑤ (略) ⑥ 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1・2 (略) 3 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）ものを記載すること。 4 (略) ⑦ (略) ⑩～(23) (略) 2 (略)</p> <p>別紙様式第十六号（第八十七条関係）</p> <p>（略）</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 登録金融機関業務の状況 当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1 有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。 2・3 (略) (2)～(4) (略) (5) 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況</p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）</p> <p>（略）</p> <p>1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 ① 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1 有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。 2～5 (略) ②～⑤ (略) ⑥ 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1・2 (略) 3 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。 4 (略) ⑦ (略) ⑩～(23) (略) 2 (略)</p> <p>別紙様式第十六号（第八十七条関係）</p> <p>（略）</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 登録金融機関業務の状況 当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。 (1) 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>（注意事項） 1 有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を約定基準により記載すること。 2・3 (略) (2)～(4) (略) (5) 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況</p>
--	---

<p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合(当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。)のものを記載すること。 3 (略) <p>(6)～(19) (略)</p> <p>別紙様式第十七号 (第百八十八条関係)</p>	<p>(略)</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。 3 (略) <p>(6)～(19) (略)</p> <p>別紙様式第十七号 (第百八十八条関係)</p>
<p>(略)</p> <p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有価証券の売買株数又は売買金額(デリバティブ取引に該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為(当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。))に係るものを除く。)を約定基準により記載すること。 2・3 (略) (2)～(4) (略) (5) 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況 (略) <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合(当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。)のものを記載すること。 3 (略) <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> 	<p>(略)</p> <p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況 (略)</p> <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有価証券の売買株数又は売買金額(デリバティブ取引に該当するものを除く。)を約定基準により記載すること。 2・3 (略) (2)～(4) (略) (5) 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況 (略) <p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。 3 (略) <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>